道教組

2019年11月19日発行　DOKYOSO NEWS VOL.563

教職員とその家族を守る
全教自動車保険

5つの特徴

①無事故割引を引き継げます
②団体扱い割引を10%に拡大
③家族の車もまとめるとさらに割引
④退職者もメリット引き継ぎで安心
⑤申し込んだその日から安心

有限会社　川上企画
(道教組指定代理店)
札幌市中央区大通西12丁目4-78
TEL:0120-222-789　FAX:011-218-2472

合同教育研究全道集会
2日間の集会に、全道からのべ900人の参加

レポートは昨年を上回る180本

今年の全道合研は、11月9・10日に札幌学院大学で開催されました。全道各地から、教職員のほか、保護者や学生、市民の参加もあり、のべ900人の参加となりました。

1日目の午後に5つのテーマ討論を開催、その後、2日間にわたって、教科・教科外の24分科会に分かれて、昨年を上回る180本のレポートをもとに学習しました。

テーマ討論①「迷走する大学入試改革」

制度が大きく変わる2021年度入試「改革」の問題が看過できないレベルであることがいよいよ明らかになり、ついに政府が共通テストへの英語民間試験の導入を断念するという異例の事態の下での開催となりました。

冒頭、コーディネーターの光本さん（北海道大学）が、「高大接続改革」の経緯、問題点、課題について報告。続いて各パネラーが、現場の状況、問題、とりくみを通して見えてきた課題などについて発言しました。

片平浩由さん（北見北斗高校）は、入試に関する情報量の格差をどう埋めるか、主体的な学びを入試で終わらせることのない教育、それぞれの子どもの幸福追求を保障する学校づくり、進路指導が課題であると発言しました。

小西真一さん（旭川南高校）は、勤務校における将来像の検討と学校づくりのとりくみを紹介し、民主的な学校運営は、学習指導要領・大学入試改革と向き合い、乗り越えるための力になると発言しました。

白木沢旭児さん（北海道大学）は、政策により、北大生全体の英語力向上が求められているが、こうしたことを証明する必要があるかも個々の教育・研究分野、教員レベルでは見解は分かれる、との発言でした。

途中、参加人数が会場規模を上回り、広い教室へ会場変更せざるを得ないほどの盛況でした。

テーマ討論②「『らしさ』って何？」

校則をテーマにしながら、高校生、現役の教員、保護者など、様々な立場からの対話を通して学校・教育のあり方を問い直しました。

パネラーの高校生からは、2年間、ニュージーランドでの学校生活「髪の色はそれぞれ自由で、ピアスは小さいうちからしている」など個人の自由が尊重されていた経験を踏まえ、日本の学校では、すべての人が黒髪で同じ制服を着ていることに違和感を覚えると語られました。

教員の立場からは、森下さん（おといねっぷ美術工芸高校）が、校則の大切さを「ルールを守ることで、自分のことが守られる」と生徒に伝えているが、果たして服装や頭髪などの校則は

何を守ってくれているのか、自身でも疑問に感じていると語りました。

保護者の立場から、椙木さんは、どの教員も同じ指導となるよう徹底されている小学校での「学校スタンダード」、中学校や高校の髪型や服装の統一化など、それらに違和感を覚えており、実は、校則は教員の手を煩わせないために存在しているのではないかと、その問題点を指摘しました。

最後に、コーディネーターの川原さんが、「憲法」や「子どもの権利条約」を生かし、生徒・教員・保護者が、開かれた場所で対話をすすめる必要があると討論を締め括りました。

テーマ討論③「学校と地域がつながり、子どもたちの成長を支える」

学校を含め、地域の大人がつながり、子どもたちを支える活動が各地で行われています。

冒頭、コーディネーターの河野和枝さんが、学校と専門家や地域がどのように連携していくのか学び合いたいとテーマ討論の視点が示されました。

細田孝哉さん（北海道に「自由な小学校」をつくる会代表）は、長沼町に「自然の中で自由に豊かな学びをはぐくむ私立学校」をつくるとりくみを報告しました。

阿部千秋さん（ねっこぼっこのいえ）は、「中学特別教室」「ねっこアフター」「つきさっぷ寺子屋」と、不登校生に寄り添い、その子の自立を促すとりくみを報告しました。

本間正博さん（稚内教育相談所所長）は、稚内市で、教育相談所が関わる、中学校区単位の子ども支援、子どもの貧困問題を支援するための稚内型奨学金制度を開始する準備などを報告しました。

テーマ討論④「20代30代の教職員が今と未来をちょっぴり語る」

グループ討論にたっぷり時間を取り、その後に全体で交流しました。それぞれのグループで自己紹介のあと、テーマも自由に設定し、語り合いました。

いきなりグループ討議に入ると堅くなるので、3人が自己紹介のお手本。

札幌市の中学校教員のNさんは、「1年半休職してしまいましたが、いまはできる範囲で無理なくと自分に言い聞かせながら仕事をしています。堅くならずに話し合えたらいいなと思っています。」

次に、新採用小学校教員のOさんは、「わからないことばかりですが一生懸命やっています。毎日帰るのが10時を過ぎる状況で、教師の仕事って大変だなと痛感しています。」

定時制高校に勤務するOさんは、「昔は働きながら定時制に来るという生徒が多かったようですが、現在は、不登校を経験していたり、何でここに来てるのかわからないという生徒も多いです。教科指導も大事だけど、教育相談的なスキルも求められているように感じています。でも忙しくてその勉強をすることがなかなかできていないのです。」と語りました。

その後、開始後にも参加される方が増え、どのグループも9～10人に増えていきました。2時間のテーマ討論をほぼグループトークに費やし、リラックスして話が進んでいました。

テーマ討論⑤「アイヌの先住権と『アイヌ施策推進法』」

報告者3人の問題提起をもとに、日本のアイヌ政策を国際的・歴史的視野から検証する機会となりました。

ジェフ・ゲーマンさん（北海道大学）は、国連宣言に拘束力はないとはいえ、うたわれている先住権は国際法に依拠していると述べ、カナダ（自治権、資源利用の権利）、台湾（原住民族議会）、ニュージーランド（マオリ言語法）、オーストラリア（国立大学の先住民族教育研究センター）、アメリカ（先住民墓地保護及び返還法）、ハワイ州（活動基金）における先住民族政策の先進的事例を示しました。

瀧澤正さん（北海道歴教協）は、1869年の「北海道」命名をアイヌモシリの植民地化宣言であると断じ、1870～90年代の開拓使の土地諸法がアイヌの土地権原（先住権）を剥奪し、「アイヌの生存領域を完全に消去」していった過程を明らかにしました。

清水裕二さん（少数民族懇談会）は、北海道ウタリ協会の「アイヌ民族に関する法律（案）」について、その目的が「日本国に固有の文化をもったアイヌ民族」の存在を認め、「民族の誇り」を尊重し「民族の権利」を保障することであったと述べました。

SNSでも情報発信をしています